

ブラジル子会社に関する親会社の責任

～日本におけるグループ内部統制の厳格化も踏まえて～

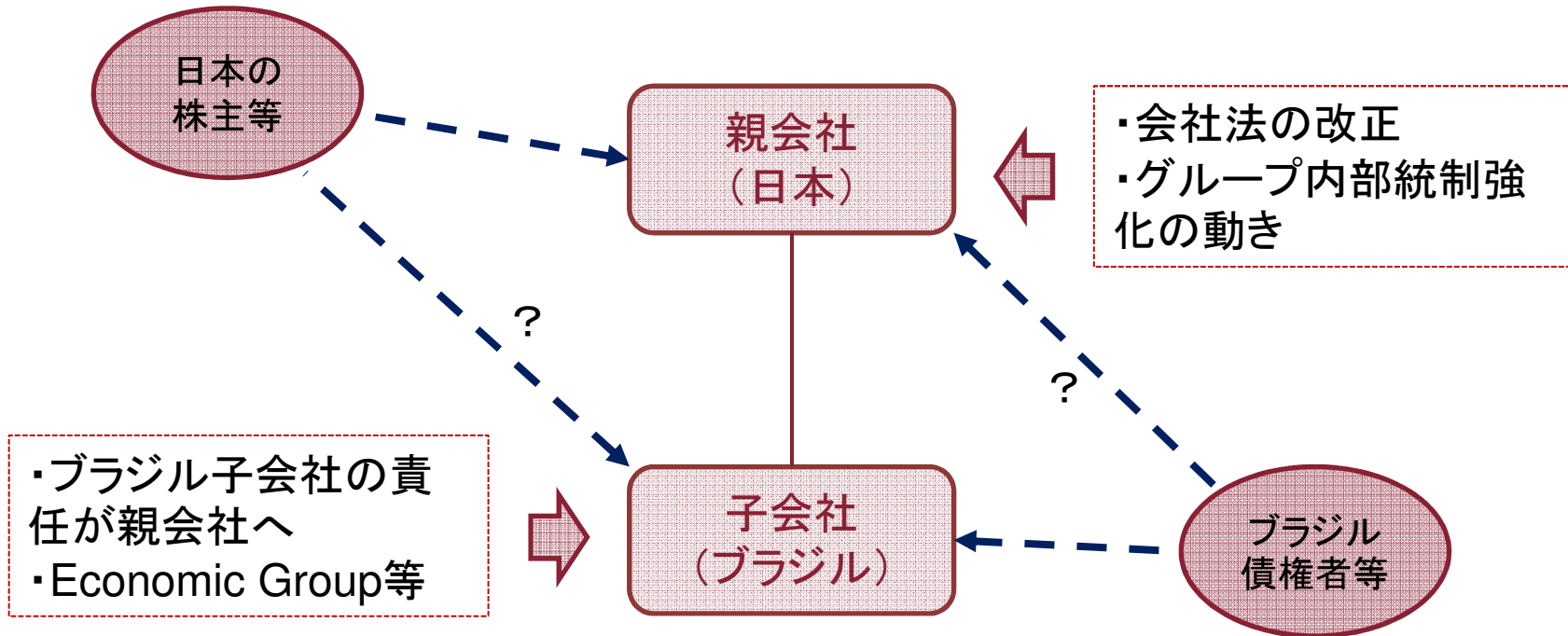
2015年3月24日

森・濱田松本法律事務所
弁護士・ニューヨーク州弁護士
梅津英明

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

はじめに



- ・グループ全体でのリスク管理の重要性
- ・ブラジル子会社の責任が親会社に波及する可能性

ブラジル法における海外親会社の連帯責任

- 原則: 日本の親会社とブラジル子会社は法人格が異なる
 - ✓ 子会社に発生した損害等→株主としての責任

- 例外: ブラジル子会社の責任が親会社に直接及ぶ場合もある
 - ✓ 直接親会社の連帯責任等が定められている例がある
 - ✓ 消費者保護・労働・税務・環境・贈賄等
(→Mattos Filhoによるプレゼンテーション)
 - ✓ Economic Group等

- 実際上のリスク
 - ✓ ブラジルにおける過去事例
 - ✓ 日本企業に対する事例(例:アメリカにおける年金債務の事例)
 - ✓ 和解等による対応

日本におけるグループ内部統制の厳格化①

- 会社法改正(2015年5月1日に施行)における動き
- 会社法において、内部統制システムの内容として、「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」が含まれる旨を明記(会社法本体への格上げ)
- 日本の親会社において、内部統制システムとして子会社管理に関して決議すべき事項の追加
- 会社法改正の過程における親会社の子会社管理責任に関する議論
 - ✓ 改正自体は、現行法における親会社取締役による子会社監督義務の規律に実質的な変更を加えるものではない
 - ✓ 但し、会社法改正過程の議論を踏まえると、解釈に何らかの影響が生じる可能性も否定できない

日本におけるグループ内部統制の厳格化②

- 子会社の業務執行に関連して、親会社取締役の責任が問われた裁判例(日本における裁判例)
 - ✓ 東京地裁平成13年1月25日判決
 - 米国孫会社で発生した法令違反行為に関する責任が問われた
 - 親会社取締役が子会社取締役に対し違法行為を直接指図したような特段の事情がない限り、子会社の監督責任を負わない
 - 会社法改正の過程で、本判決の意義について複数の意見が出されている点に留意
 - ✓ 福岡高裁判決平成24年4月13日判決
 - ✓ 子会社の不適切な在庫処理に関して、子会社の非常勤取締役を兼任していた親会社取締役の監視義務違反が認められた

- 内部統制システムの運用状況の概要を報告(事業報告)

ブラジル＝日本間の内部統制

- ブラジル固有のリスクの洗い出し
 - ✓ ブラジルの法制度等に基づく特有のリスクの洗い出し
 - ブラジルにおけるEconomic Group等の概念その他特有の法制度等の整理
 - ✓ ブラジル当局の執行動向等の把握
 - ✓ これらのリスクを踏まえた、リスク管理体制の構築→グループ全体の内部統制を踏まえつつ、ブラジルにおける体制を検討

- 日本におけるグループ内部統制強化の動きを踏まえた対応
 - ✓ 現在、日本においては、各社ともグループ内部統制の整備に力を入れている
 - ✓ 日本の会社法改正への対応
 - ✓ 日本の法制に基づく開示書類等を意識した対応



梅津 英明

Hideaki Umetsu

パートナー

Hideaki Umetsu / Partner

東京大学法学部、米国シカゴ大学ロースクール(LL.M)卒業。2006年から1年間、経済産業省経済産業政策局組織課に出向(課長補佐)(会社法、M&A等担当)し、また2009年から1年間、米国Davis Polk & Wardwell法律事務所執務。2011年より、成蹊大学法学部講師。ニューヨーク州弁護士登録(2010年)。国際法曹協会(IBA)や環太平洋法律家協会(IPBA)においても、スピーカーを始め、活発な活動を行っている。

会社法・証券法等を専門とし、特に日本企業による海外進出やクロスボーダーの企業買収・組織再編(M&A)に強みを有する。中でも、ブラジル・メキシコを含む中南米地域や、フィリピン・ベトナム・インドネシア・ミャンマー、トルコ等のアジア・新興国における案件に多くの経験を有する。

主な著書・論文に、「ブラジル・メキシコへの進出と法的留意点」(企業会計・2013)、「新興国進出と各国腐敗防止法制の横断的考察 ～ブラジルの新法も含めて～」(NBL・2013)、『外国公務員贈賄規制と実務対応』(編者兼執筆者・商事法務・2014)、「次の成長市場はここだ！ブラジル進出時・進出後の法務ポイント」(ビジネス法務・2012)、「クロスボーダーM&Aの法制と実務上の諸論点」(一橋ビジネスレビュー・2013年SPR)など多数。その他クロスボーダーM&A・新興国進出法務に関する講演多数。

tel. 03-6212-8347 hideaki.umetsu@mhmjapan.com

※本セミナーに関するご質問等ございましたら、ご遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

本資料使用に当たってのお願い

本資料及び本セミナーは、ブラジルにおける法律上・実務上の留意点等、有益と思われる情報を、可能な限り、分かりやすく、且つ、日本語で説明することを目的としておりますので、日本語の概念と現地語の概念が必ずしも厳密には一致しない場合や、また、詳細な内容は割愛している場合がありますので、ご注意ください。

また、ブラジルでは、法改正が常に行われておりますので、実際の検討に当たっては、最新情報をご確認いただきますよう、お願いいたします（当職にご連絡をいただいても、喜んで対応させていただきますので、ご遠慮なくご連絡ください。）。